

利 用 調 整 基 準

保育施設等の利用調整は、基準点数と調整点数の合計点数が高い児童から利用を希望する順番に保育施設を割り当てる。

(1) 基準点数

父母（養育者）の保育を必要とする事由に応じて基本点数を設定する。

保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数
就 労	居宅外勤務	勤務時間が120時間以上	5
		勤務時間が90時間～120時間未満	4
		（勤務時間が90時間未満）	3
		自営業中心者	5
		自営業協力者	4
	（居宅内勤務）	自営業中心者	4
		自営業協力者	3
		勤務時間が120時間以上	4
		勤務時間が90時間～120時間未満	3
		（勤務時間が90時間未満）	2
妊娠・出産	出産の前後である		4
疾病・障害	病院通い	入院	5
		その他	3
	（自宅療養）	重度	3
		その他	1
	手帳有り	重度	5
		その他	3
介護・看護 （同居親族に限る）	通院通い	入院	5
	手帳有り	重度	5
		中度	4
		その他	3
	（手帳なし）		1
災害復旧	自宅や近隣の復旧に当たっている場合		5
求職活動			1
就学			2
虐待・DV・ネグレクト			6

(2) 調整点数

世帯、児童・兄弟姉妹、その他状況に応じて加減点する。

状 況	項 目	点数
世 帯	ひとり親家庭	6
	生活保護（自立に向けた求職の場合）	5
	市内に祖父母等の親族が住んでいない	3
	父母が保育園等へ勤務している（市内・市外）	2
	市民税非課税世帯	2
	障害者（児）がいる世帯	2
	18歳未満の子どもが3人いる世帯	1
	産後（育児）休業明けの復職	1
	里親	5
	生計中心者の失業	7
	親が未成年者である	3
	保育料の滞納が12ヶ月分以上ある	-10
	保育料の滞納が6ヶ月分以上ある	-5
	保育料の滞納が3ヶ月分以上ある	-3
児 童	小規模保育事業などの卒園児	7
兄弟・姉妹	兄弟姉妹が先に入所していて、同じ施設を希望する場合	4

※基準点数と調整点数の合計が同点になった場合、優先順位を下記表に掲げる順に適用する。

1	基準点数の合計が高い場合
2	自営業であり、次に掲げる業種である場合 ①熱加工処理業態 ②有害物処理業態 ③危険器具類使用業態
3	市内の認可外施設、ベビーシッター等を利用している場合
4	保育料滞納の有無
5	母の継続勤労年数、就労日数、就労時間が長い場合

(3) 転園希望者への調整項目

状 況	項 目	点数
兄弟・姉妹	兄弟が別々の施設に入所していて、どちらかの施設に転園を希望する場合	5
その他	転園希望理由が私的な場合	-5